

災害時の医療・保健活動について

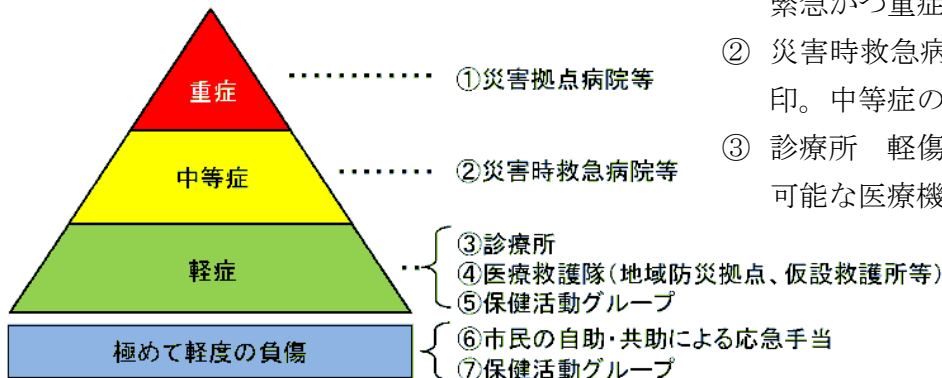
大地震でどのような影響が出るかを横浜市では、あらかじめ被害想定をしており、相当の人的被害が予想されています。「横浜市防災計画」、「泉区防災計画」では、各防災機関と密接な連携を図りながら、被害者の救護に万全を期すよう、災害時の医療救護体制が決められています。

「災害により多数の傷病者が発生した場合は、医療の需要と供給のバランスが大きく崩れるため、発災直後の人命救助が優先される時期は、医療機関では程度の重い方などを優先して診療することとなります。

重症度別 医療提供・医療活動内容

重症度等	主な医療提供主体	主な医療活動の内容
医師の診療を必要としない 極めて軽度の負傷	1 市民による自助、共助	1 市販消毒液による傷口の消毒、包帯等による応急手当
軽症 （生命の危険がなく、入院を要しないもの）	1 医療救護隊（地域防災拠点等） 2 負傷者等の受け入れが可能な診療所	1 挫創、挫傷、熱傷、骨折等の外傷に対する応急医療 2 内因性疾患に対する応急医療
中等症 （生命の危険はないが入院を要するもの）	災害拠点病院以外で災害時に負傷者等を受け入れる病院（災害時救急病院）	入院による診療等
重症 （生命の危険の可能性があるもの・生命の危険が切迫しているもの）	1 災害拠点病院 2 災害時救急病院のうち、重症の負傷者等の受け入れが可能な病院	

災害時の医療体制



- ① 災害拠点病院（市内 13 病院） → **赤い旗**が目印
緊急かつ重症の負傷者等の診療を行います
- ② 災害時救急病院（区内 6 病院） → **黄色い旗**が目印。
中等症の負傷者の診療を行います
- ③ 診療所 軽傷の負傷者の診療を行います。受け入れ可能な医療機関のみ、**黄色い旗**を提出されます。

④,⑤地域防災拠点等の避難所

避難所にいる負傷者等に対しては、医療救護隊が巡回診療などを行います。
対応できない場合は、黄色い旗の掲示がある病院・診療所を受信します
なお、極めて軽度のけがの場合は、自助・共助による応急手当で対応することになっています。

